公立置賜総合病院

禁煙外来が平成２２年５月より保険適用となりました

当院では、禁煙を行おうとしている方、禁煙を行おうとしてもなかなかやめられない等でお悩みの方に対し、禁煙のお手伝いが出来るよう禁煙外来を設けております。

保険適用については「ニコチン依存症管理料」として以下の条件に該当される外来患者さんが対象となります。

1．直ちに禁煙をしようと考えていること
2．ニコチン依存症のスクリーニングテスト（TDS）でニコチン依存症と診断されたものであること
3．ブリンクマン指数（１日喫煙本数×喫煙年数）が２００以上であること（35 歳以上）
4．禁煙治療を受けることを文書により同意していること

この４点に該当される患者さんに対し「禁煙治療のための標準手順書」に準拠し治療を行います。治療の手順は、初回診察時に現在の喫煙状況等を確認させていただき、呼気一酸化炭素濃度測定等の検査・結果説明や禁煙治療薬の説明と決定を行います。

その後、禁煙開始日から「２、４、８、１２週間後」に診察により禁煙状況の確認や今後のアドバイス等を行い、禁煙への道筋を一緒に考えて参ります。

上記の「ニコチン依存症管理料」に該当されない患者さんへは自費での治療をさせていただきますので、ご興味のお持ちの方は、ご相談ください。

- 個々の患者さんにあわせた禁煙プログラムを実施します。
- 必要に応じて、ニコチン代替療法剤を用います。
- 詳細は受付窓口にお問い合わせください。

（参考）施設基準

1．禁煙治療を行っている旨を医療機関内に掲示していること
2．禁煙治療の経験を有する医師が１名以上配置されていること
3．呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること
4．医療機関の構内が禁煙であること

《担当医》

内科（呼吸器）　佐藤　正道

総合診療科　髙橋　潤

院内掲示義務